

し百五十町歩に對する小作料の減免につき争斗中であるが今回三十五町歩に對し地主八十数名から土地立入禁止の假処分を執行されたので日高郡志賀、湯川、藤田、西内原四ヶ林の小作代表より百五十名(内八名は女)は六日午前一時鹽屋林尾舟海岸に集合、全農日高地区専負長大島吉松氏、増田全農本部青年部長ら指揮の下に組合旗を押し立て十里の熊野街道を田辺に於て午前十時大挙田辺区裁判所に押寄せ大島増田両氏及び日高地区六支部婦人代表松下かつ氏ら九名は松山監督判事と会見

田植期を目前に控えて三十五町歩に對し立禁をされるは二百家族が餓死するよりほかはない直ちに立禁を解除されたい、また今後地主から立禁処分のある場合軍に書類審理だけで決定せし口頭余論を用いて欲しい、と陳情した、右に對し松山監督判事は

立禁解除については正式に異議の申立がなければ裁判することから承る、今後立禁処分申請があつても口頭余論を申すかどうかも言明出来ないのであるべく希望の副小株にしては、と答へ一同は裁判所前の海岸に集合、増田部長より声涙ともになる経過報告あり

我々は立禁制札をぬいて貰ふまで再び日高の土地を踏めぬ決心で裁判所に承たが事ニ至つては止むを得ない、今後一層團結して地主と交渉する外はない

との悲壯な激勵演説をなし、日高小作争闘義餓銀行進隊の万才を三唱して午後一時帰途についた。

(4) 小学児童の同盟休校

五月八日、関係小作人の小学児童同盟休校を断行した。盟休児童を和歌山縣日高郡湯川林財部の安養寺、青年会場、組合員の養蚕室の三ヶ所に收容して直ちに「日高農民小学校」を開設した。学校の責任者には

校長 大島吉松氏  
主任 溝口コイト氏

の二氏があたり、児童の指導には右二氏の外、増田操、後藤勉、松下カヅ子、力澤キヨエの諸氏があつた。

收容児童数 百五十六名

(5) 農民小学校解散命令

五月十六日、和歌山県警察部は清水特高次席を御坊署に派して農民小学校に對し

- 一、朝会に農民歌を唄はせた
- 二、土地と自由を以て級生のテキストに使用した
- 三、尋常五年生の國語読本裁判の課で法律の神聖を冒瀆するが如き内容を教へた